

平成 28 年度のねらい（平成 28 年度佐賀県教育施策実施計画より）

学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭や地域と連携して実施し、また子供の発達段階に応じた地域間交流や自然体験、集団宿泊体験、職場体験などの体験活動を実施することで、子供たちの豊かな人間性や社会性を育むとともに、郷土の自然や歴史に親しむ態度の育成に努めます。

あわせて、子供の発達段階に応じ、国家・社会の形成者としての資質・能力を育むための主権者教育や、人権に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせ、また、家庭や地域と連携を図りながら、人権・同和教育を推進します。

不登校については、未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実・強化並びに学校復帰に向けた支援の一層の充実を図るとともに、家庭や関係機関等との連携強化を進めます。

いじめ問題については、いじめ防止対策推進法及び佐賀県いじめ防止基本方針に基づいた学校の組織的な指導体制の強化とともに、家庭、地域、関係機関等との連携強化を図り、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び被害の最小化、再発防止に向けた取組をさらに充実させます。

学校における文化芸術活動の推進については、学校の文化芸術活動の活性化を図る取組を行うとともに、平成 31 年度全国高等学校総合文化祭開催に向けた準備を進めます。

平成 28 年度における主な取組結果（自己評価）

主な取組① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

<取組内容> 道徳教育の推進（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 豊かな人間性の育成を目指し、ボランティア活動や自然体験活動などの体験を重視した道徳教育の充実を図るためのチラシを作成し、県内すべての小・中学校に配布しました。
- ・ 県内すべての公立小・中学校において、保護者や地域の方々に道徳の授業を公開するとともに、各学校が自校の道徳教育の取組を紹介する「ふれあい道徳教育」を実施しました。
- ・ 道徳教育に係る研究校及び加配校において、道徳の授業の工夫や体験活動を通じた道徳教育の研究、学校と家庭・地域が連携した児童生徒の豊かな心を育む取組を行い、研修会や研究発表会で県内の学校にその成果の普及を図りました。
- ・ 「特別の教科である道徳」の全面実施に向け、市町教育委員会担当者、各学校の管理職や道徳教育推進教師を主な対象とする研修会等を開催し、一部改正された学習指導要領等の趣旨・内容などの周知を図りました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 研究指定校による研修会や研究発表会を通して、県内の学校に体験を重視した道徳教育の研究成果を普及することができました。
- ・ 「ふれあい道徳教育」の実施率は 100% ですが、保護者や地域の方を巻き込んだ取組としてはまだ十分ではありません。
- ・ 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」による研究指定及び教員の加配を継続して行い、学校等にその研究成果を広く紹介することで、県内における道徳教育を更に充実させていく必要があります。
- ・ 「特別の教科である道徳」の全面実施に向け、一部改正された学習指導要領等の趣旨・内容などの周知を徹底するとともに、効果的かつ多様な指導方法及び評価の在り方などの充実を図っていく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 道徳教育に係る研究校及び教員加配校における成果の周知等を通し、各学校における道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実・強化及び道徳教育の全体計画等の確実な作成並びに保護者や地域

との連携強化による教育活動全体を通じた道德教育の一層の充実を図ります。

- ・ 「ふれあい道德教育」を引き続き実施し、学校、家庭、地域が連携した道德教育を推進します。
- ・ 「特別の教科である道德」の全面実施に向け、市町教育委員会担当者、各学校の管理職や道德教育推進教師を主な対象とする研修会等により、一部改正された学習指導要領等の趣旨・内容などの周知を徹底し、効果的かつ多様な指導方法及び評価の在り方などの充実を図ります。

《参考》 成果指標（総合計画2015における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
児童生徒の規範意識や思いやる心に関する質問への回答（規範意識や思いやる心をみる質問項目で「当てはまる」と回答した児童生徒の割合）	%	小：68.9 中：70.1	前年度 より改善 小：67.5 中：69.3	前年度 より改善 小：62.0 中：63.3	前年度 より改善	前年度 より改善

＜取組内容＞ ユニバーサルデザイン教育の推進（学校教育課）

- 平成28年度における具体的取組内容
 - ・ ユニバーサルデザイン教育の推進について、県の具体的な取組やその趣旨などについて説明したリーフレットによる周知等を図るとともに研究指定校の取組を県ホームページに掲載しました。
- 成果、課題・問題点
 - ・ ユニバーサルデザイン教育に関する授業を実施した学校数が増加し、ユニバーサルデザイン教育に関する職員研修を行う学校数も増加しました。
 - ・ 一方、ユニバーサルデザイン教育の取組は、一部のクラスや学年、教科の実施にとどまっている学校もあるため、学校全体の取組となるよう引き続き支援する必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成29年度の工夫

- ・ ユニバーサルデザインについて児童生徒の理解を深めるとともに、相手を尊重する心や、思いやりやの心を育む取組を推進するために、総合的な学習の時間や道德、特別活動の時間、家庭科などの教科において、ユニバーサルデザインの視点に立った交流及び共同学習や高齢者疑似体験などの取組の周知等に努めます。
- ・ ユニバーサルデザイン教育推進校などにおける先進的な取組を県ホームページに掲載したり、研修会等で紹介したりすることで、ユニバーサルデザイン教育の一層の普及啓発を図ります。

＜取組内容＞ さがを誇りに思う教育の推進（学校教育課）

- 平成28年度における具体的取組内容
 - ・ 佐賀の歴史や文化等をまとめたリーフレット、郷土学習資料及び活用の手引きを作成し、県内すべての高校生に配布しました。
 - ・ すべての県立高等学校において、佐賀の歴史や文化、人材などについて講演会を開催しました。
 - ・ 各学校や教育委員会で行われている郷土学習や地域貢献などの取組を集約し、特色ある取組をホームページで公開しました。
- 成果、課題・問題点
 - ・ すべての県立高等学校において、講演会を開催したことで、ふるさと佐賀に対する高校生の関心や理解が深まるなど、一定の成果をあげることができました。
 - ・ 各小・中学校においても、発達段階に応じ、他の地域のよさを理解するための取組を推進する必要があります。

- ・ 高校生を対象に作成・配布したリーフレット及び郷土学習資料の授業などにおける有効活用を図る必要があります。
- ・ 児童生徒が、ふるさと佐賀に対する理解を深め、誇りが持てるよう、ふるさと佐賀を誇りに思う教育の機運の醸成に向けた取組の一層の充実を図る必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 高等学校において、引き続き、講演会を開催するとともに、リーフレットや郷土学習資料を用いた学習を新たに実施したり、学習成果を発表する場を設定したりすることなどにより、ふるさと佐賀に対する誇りと自信を持つ児童生徒の育成の一層の充実を図ります。
- ・ 教職員自身が、ふるさと佐賀のよさを認識して教育活動を行うことができるよう、教職員を対象とした研修会等を行い、取組の一層の充実を図ります。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問への回答（ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問項目で「ある」「どちらかといえばある」と回答した高等学校 3 年生の割合）	%	82.7	83	86	89	90
			83.8	82.6		

＜取組内容＞ 体験活動の推進（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 児童生徒の豊かな心を育むうえで効果的な実践例などを研修会等で紹介したり、文化芸術体験、ボランティア活動、自然体験活動、集団宿泊体験、職場体験活動などを推進したりしました。
- ・ 県内 4 島の小・中学校に在籍する児童生徒と島外の県内児童生徒を対象に、交流活動や体験活動等を通して事業に参加する児童生徒の生きる力を育むため、子ども離島交流事業を実施しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 各学校における地域ならではの教育資源を活用した体験活動が、年間指導計画に基づいて各教科等との関連や活動のねらいを明確にして行われるようになってきています。この取組を一層充実したものにするため、学校・地域での推進体制を整えていく必要があります。
- ・ 4 島での交流後、「自信をもって島の紹介ができた。」等、児童の感想などの他に、体験後も児童生徒が手紙での交流を継続するなど、一定の成果を収めることができました。また、家庭や地域を巻き込んだ体験活動を推進するため、「きらめく人づくり」などを通して、広く一般の県民に対しても事業の実施内容や成果を周知することができました。

※ 子ども離島交流事業 事業目標（参加児童生徒を対象としたアンケート結果より）

項目	目標値	H 2 7 実績	H 2 8 実績
自信をもって島の説明ができたと答えた島内の児童生徒の割合	80%	85.7%	75.9%
交流会終了後に、継続して交流を行った児童生徒の数の割合	60%	73.6%	73.9%

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 地域ならではの自然や環境、歴史、産業などを題材に、地域人材も活用しながら行われている特色ある取組を集約して県ホームページで紹介したり、成果発表の場を設けて情報を提供したりすることで取組の一層の推進を図るとともに、互いの取組を高め合う機運を醸成します。
- ・ 子ども離島交流事業については、3 か年の総括を行い、各市町において本事業と同様の事業実施の計画がある場合は、求めに応じて適切な情報提供に努めます。

<取組内容> 主権者教育の推進（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 小・中学校、高等学校において、学習指導要領に基づき、主権者教育を推進し、国家・社会の形成者としての資質・能力の育成に努めるよう校長会や各種研修会等で指導しました。
- ・ 高等学校等の教員を対象に主権者教育に係る公開授業や弁護士等による講演などの研修会を 7 回開催し、国の副教材の活用や選挙管理委員会等との連携によって、指導の充実を図るよう指導しました。
- ・ 中学校では、佐賀県内の 3 地区で主権者教育研修会を開催し、公開授業や実践事例報告による研修を実施しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 各学校において主権者教育の年間指導計画を作成し、組織的、計画的に主権者教育の充実を図ることができました。
- ・ 各高等学校等から年間 2 人以上の教員が公開授業や講演などの研修会に参加していますが、未だ県内で共有できている実践事例の数が限られていることから、引き続き、教員の研究協議、各学校間の情報共有等の機会を設ける必要があります。
- ・ 中学校では、研修会に参加した教員のアンケートの中に、「主権者教育は、学校教育全体で取り組むべきものである。」との意見がありました。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 中学校における主権者教育に係る公開授業等の研修会を引き続き実施し、その中で主権者教育を学校のすべての教育活動にどのように位置づけ、生徒の資質や能力を育むかについて考える時間を設定します。
- ・ 同様に小学校についても、主権者として必要な発達段階に応じた資質や能力を整理し、学校の教育活動全体で育むよう周知徹底していきます。
- ・ 高等学校等においては、実践事例の共有のために、教員対象の公開授業及び弁護士による講話などによる研修の機会を設けることで、各学校における取組の一層の充実を図っていきます。

<取組内容> 人権・同和教育の推進（人権・同和教育室）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 人権・同和教育における教職員の指導力向上と、教育活動全体を通じた人権・同和教育の推進を図るため、各種研修会を開催し、人権・同和教育の推進の在り方などの周知徹底と各学校での取組の促進に努めました。

※ 県教育委員会主催研修

研修名	対象職員
人権・同和教育の推進に係る研修会	児童生徒支援教員配置校校長及び児童生徒支援教員
人権・同和教育担当者地区別研修会	県内全小中学校（私立を除く）
市町教育長等人権・同和教育研修会	市町教育長、新任校長・教頭
教育庁職員人権・同和問題研修会	佐賀県教育庁職員

- ・ 児童生徒が身近な人権課題についての学びから行動化につなげることができるよう、実践事例を掲載した「人権・同和教育資料集」（毎年度作成）を県内全教職員に配布し、学校での教育活動全体を通じて活用するよう周知しました。
- ・ 地域で人権・同和教育を推進していく人材を育成するため、社会人権・同和教育指導員を対象とした研修会を開催しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 教職員等の人権・同和教育に対する認識を深めることで、各学校での取組の推進と充実を図るとともに、各学校で「人権・同和教育資料集」を活用した実践が行われ、差別を見逃さず、無くしていこうとする知識や態度等を育みました。
- ・ 文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の趣旨に基づいた人権・同和教育を推進していくために、引き続き、指導方法・内容の工夫改善などにより人権・同和教育の一層の推進を図る必要があります。
- ・ 学校と地域等が連携した人権・同和教育の推進を図るため、各学校での地域の指導者の活用を促進する必要があります。
- ・ 平成 28 年 12 月に施行された「部落差別解消推進法（略称）」に基づき、地域の実情に応じた必要な教育及び啓発に努める必要があります。
- ・ 児童生徒の中には、性的マイノリティ（性的少数者）の当事者がいることなども踏まえ、「性の多様性」に気づき、当事者の人権が尊重される社会づくりに向けて教職員の基本認識を深めていく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 教職員を対象とした人権・同和教育に関する研修会や「人権・同和教育資料集」を通じて具体的な実践事例や指導方法の提供に取り組みます。
- ・ 教職員を対象とした各種研修会等を通じて、地域の指導者についての情報提供を行うなどし、各学校における講演会や授業参観等での地域の指導者の活用を促進します。
- ・ 部落差別解消推進法の趣旨を踏まえたパンフレット等を作成し、市町と連携しながら、県のホームページや市町が開催する研修会などを通じて、その周知を図ります。
- ・ 民間の調査によれば、県内の学校にも少なからず性的マイノリティの当事者がいることが想定されることから、「性の多様性」をテーマとした「人権・同和教育担当者地区別研修会」を開催し、教職員の理解と認識を深めていきます。

主な取組② 不登校や問題行動、いじめ問題への対応

＜取組内容＞ 不登校対策の強化（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 従来の不登校対策を再構築し、不登校児童生徒の個々の状況に応じた学校復帰へ向けた段階的な支援に取り組みました。
- ・ 不登校の問題を抱える学校の取組を支援するため、不登校対策に専任できる教員の加配や指導体制強化のための非常勤講師の配置、スクールカウンセラーの重点配置やスクールソーシャルワーカーの派遣などを行いました。
- ・ 自宅から一歩を踏み出すことが困難な不登校児童生徒に対して、訪問による学習支援などの豊富な経験を有する民間団体と連携した、段階的・継続的な訪問による支援に新たに取り組みました。
- ・ 不登校の問題を抱える小・中学校を訪問し、各学校の実情と課題を把握するとともに、不登校対策の好事例を紹介したり、中学校区内の小・中学校間で不登校児童生徒の支援や学校の組織体制の在り方等について連携して取り組むよう指導・助言をしたりしました。
- ・ 不登校対策に係る加配教員や非常勤講師を配置している学校の担当者、各市町教育委員会の指導主事及び適応指導教室の指導員による連絡協議会を実施し、連携した取組について協議しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 平成 28 年度の不登校児童生徒数は、小・中学校、高等学校ともに前年度よりわずかに減少しまし

たが、依然として憂慮すべき状況にあり、中学校の不登校生徒数の割合は前年度より増加しました。

- ・ 不登校の要因や背景は、ケースにより様々であり、また、学校に通わせることが絶対ではないという保護者の意識の変化等もあることから、引き続き、学校の組織体制の整備・充実のための支援や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などに努めるとともに、専門家等の家庭への訪問による助言や支援など、不登校児童生徒の個々の状況に応じた段階的支援の充実を図っていく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 引き続き、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた段階的支援の充実を図り、学校復帰の道筋を明確にした総合的な不登校対策に取り組みます。
- ・ 引き続き、不登校の対応が課題となっている中学校を不登校対策の推進校とし、教員を加配したり非常勤講師を配置したりすることで、不登校生徒の学校復帰や未然防止のための指導体制の強化を図ります。
- ・ 不登校対策推進校において効果のあった取組を教育相談担当者対象の研修会等で紹介したり、各教育事務所・支所による学校訪問などで情報提供したりすることで県内のすべての学校における対策の強化を図ります。
- ・ 引き続き、県内すべての公立学校の児童生徒がスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けられる体制を整備し、特に不登校生徒が多い中学校にはスクールカウンセラーの重点配置（配置時間数を増加）を行うなど、教育相談体制の一層の充実を図ります。
- ・ スクールソーシャルワーカーについても、引き続き、県内すべての公立学校に派遣できる体制を整備するとともに、平成 29 年度から小学校への派遣を拡充し、不登校傾向にある児童も含めた早期の段階から手厚い支援を行えるようにしました。
- ・ 民間団体と連携した不登校児童生徒への訪問支援についても引き続き実施し、前年度の成果と課題を踏まえた支援の一層の充実に努めます。

《参考》 成果指標（総合計画 2015における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
小学校、中学校の不登校児童生徒の割合	%	小：0.27 中：2.61 (25 年度)	小：0.26 中：2.55	小：0.24 中：2.30	小：0.22 中：2.10	小：0.20 中：2.00
			小：0.46 中：3.08	小：0.43 中：3.14		

＜取組内容＞ 教育相談体制の充実（学校教育課、保健体育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 県内すべての公立学校の児童生徒がスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けられる体制を引き続き整備するとともに、特に不登校が課題となっている学校に重点配置するなど、学校における教育相談体制の充実・強化を支援しました。
- ・ スクールソーシャルワーカーについても、県内すべての公立学校へ派遣できる体制を整備することで、学校と関係機関等が連携した取組の充実・強化を支援しました。
- ・ 電話相談窓口（心のテレホン、いじめホットライン）について、ポスターやカードの配布、県庁ホームページへの掲載など広報活動を行うことで活用促進を図りました。
- ・ 保健室利用の児童生徒に適切に対応することができるよう、4～6 月の繁忙期に養護教員を加配するなど、保健室の健康相談体制の充実を図りました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ スクールカウンセラーの活用や電話相談窓口の活用促進により、学校内外における相談体制の充実が図られました。また、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用により、学校だけでは解決が困難な事例に働きかけ、改善に導くことができました。
- ・ 一方、複雑な家庭的要因を抱えた児童生徒が増加傾向にあるなど、児童生徒が抱える問題などは複雑化、多様化していることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの対応力の更なる向上を図る必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 県教育委員会が主催するスクールカウンセラーの研修会を引き続き実施し、各スクールカウンセラーの実務経験に基づく協議や情報交換を行うことで、学校現場の実情を踏まえた対応力の更なる向上を図ります。
- ・ スクールソーシャルワーカーに対して指導・助言を行うスーパーバイザーの連絡協議会の定期的な開催や、連絡協議会で出された課題等を反映させたスクールソーシャルワーカーの研修会の開催により、スクールソーシャルワーカーの資質の向上を図り、充実した支援が行えるようにします。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
いじめ問題への対応に関する学校評価の状況（いじめ問題への対応に関する学校評価の項目で「十分達成」と評価した学校の割合）	%	35 (25 年度)	45 ----- 51.0	50 ----- 47.0	55 ----- 	60 -----
小学校、中学校の不登校児童生徒の割合（再掲）	%	小：0.27 中：2.61 (25 年度)	小：0.26 中：2.55 ----- 小：0.46 中：3.08	小：0.24 中：2.30 ----- 小：0.43 中：3.14	小：0.22 中：2.10 ----- 	小：0.20 中：2.00 -----

＜取組内容＞ 生徒指導体制の充実（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 児童生徒の問題行動において課題を抱える学校を訪問し、生徒指導主事等を中心とした学校組織としての生徒指導体制について指導や助言を行いました。
- ・ 学校だけの取組では解決が困難な事案に対しては、元警察官を外部人材として活用するとともに、関係機関等との連携により解決を図るための体制強化に向けた学校支援に取り組みました。
- ・ 児童生徒の非行防止や犯罪被害の未然防止、また、いじめ問題など生徒指導上の諸問題の未然防止や早期発見・早期解決に向けた取組を強化するために、生徒指導に関する教職員研修の充実に努めました。
- ・ 各学校において、アンケート調査や面談、校内研修会など、生徒指導上の諸問題の早期発見・早期対応のための様々な手法による取組が強化されるよう支援しました。
- ・ いじめ防止対策推進法及び佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、組織体制の充実・強化及び関係機関等との連携を図りながら、いじめの「未然防止」、「早期発見・早期対応及び被害の最小化」、「再発防止」へ向けた総合的な取組を推進しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 学校組織としての生徒指導体制について、学校訪問等を通じた指導や助言、問題行動対応に苦慮している中学校への生徒指導支援員の派遣を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を強化したことにより、指導体制の充実が図られました。
- ・ 中学校における暴力行為の発生件数が前年度より増加したことから、事案の状況や背景などについて

て調査・分析を行うとともに、問題行動への対応に苦慮している学校に対して、引き続き、機会をとらえて指導や助言を行う必要があります。

- ・ いじめ問題への対応については、県標準様式によるいじめアンケート調査の実施や教職員を対象とした「佐賀県いじめ防止対策研修会」の開催などにより、教職員のいじめに対する意識が高くなり、早期発見・早期対応が図られるようになりました。
- ・ 平成 29 年 3 月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受け、佐賀県いじめ防止基本方針の見直しを行う必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 各学校における生徒指導体制の充実・強化を支援することにより、児童生徒一人一人に対する十分な理解に基づく生徒指導を推進するとともに、暴力行為などの発生時に必要に応じて警察等の関係機関との連携を図り、組織的に対応できる体制の充実・強化を図ります。
- ・ 各教育事務所・支所に引き続き生徒指導支援員を 5 人配置するとともに、警察その他の関係機関、地域、家庭との連携を強化し、いじめ問題をはじめとする問題行動や犯罪被害の未然防止、早期解決のための取組の支援に努めます。
- ・ 暴力行為をはじめとする問題行動への対応については、各教育事務所・支所と連携して、問題行動を行う児童生徒の背景を分析するとともに、各学校が児童生徒理解に基づく生徒指導体制の充実を図るよう、指導・助言に努めます。
- ・ 佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、校内組織体制の充実及び関係機関等との連携の強化を図り、いじめ問題に対応するための体制の充実を図ります。また、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を受け、佐賀県いじめ防止基本方針の見直しを行います。
- ・ 教職員対象の研修会を引き続き開催し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止の 3 つの柱に基づく取組を更に充実させます。
- ・ いじめアンケートについては、学校の実情を考慮し、県の標準様式を見直すとともに、学校独自の様式を組み合わせることで実施することにより、各学校における教職員の児童生徒理解の一層の充実・深化やいじめの早期発見・早期対応の取組を支援します。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
いじめ問題への対応に関する学校評価の状況（いじめ問題への対応に関する学校評価の項目で「十分達成」と評価した学校の割合）（再掲）	%	35 (25 年度)	45	50	55	60
			51.0	47.0		

主な取組③ 学校における文化芸術活動の推進

＜取組内容＞ 文化芸術活動の活性化（全国高総文祭開催準備室）

- 平成 28 年度における具体的取組内容
 - ・ 学校において文化芸術活動に取り組む生徒の育成・強化と文化芸術活動の活性化を図るため、県内高等学校の各部門において、生徒講習会、指導者研修会などの実施や備品等の整備を行いました。
- 成果、課題・問題点
 - ・ 平成 28 年度に設立された部門については、備品等を重点的に整備し、また、外部指導者から定期的に指導を仰げるよう環境整備をしてきた結果、佐賀県高等学校総合文化祭に出場できるまで成長しました。
 - ・ 県内の部活動数、部員数が少ない部門があり、更なる育成・強化対策を行う必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 県高文連と連携し、主に新入生を対象とした文化部活動の紹介などを行うことで部員数の増加を図るとともに、県内の高校生を対象とした実技研修や外部指導者による定期的な指導など様々な生徒研修会等を実施します。

＜取組内容＞ 全国高等学校総合文化祭開催への対応（全国高総文祭開催準備室）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 平成 31 年度に開催される第 43 回全国高等学校総合文化祭佐賀大会開催に向け、開催運営組織の設立準備をはじめ、会期や会場などの大会内容についての検討等、開催に向けた準備を進めました。
- ・ 平成 28 年 2 月に立ち上げた設立準備委員会を平成 28 年度は 3 回開催しました。その下に 4 つの検討委員会及びワーキンググループを置き、基本方針や会期・会場、広報・公募、育成強化などについて具体的に検討しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 大会の実施主体である第 43 回全国高等学校総合文化祭佐賀県実行委員会を設立する準備ができました。
- ・ 各種委員会で検討した内容に基づき、大会基本方針、大会テーマ、大会テーマ毛筆表現、ポスター原画、マスコットキャラクターを募集し、最終審査まで実施することができました。
- ・ 市町へ概要説明し、会場使用についての理解を得ることで、各開催部門の会場案を作成することができました。
- ・ 実地調査を行うことで、運営上の留意点を確認することができ、開催会場を検討したり、今後の運営を計画していく上で有意義なものとなりました。
- ・ 大会運営に向け、更なる各種組織整備の必要があります。
- ・ 県を挙げた取組となるよう、大会開催に向けて広く県民へ周知を図る必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 実行委員会を設立し、各年度の事業計画等、具体的な内容を決定し、平成 31 年度開催の第 43 回全国高等学校総合文化祭佐賀大会の円滑な運営に向けて準備を進めていきます。
- ・ 生徒実行委員会を設立し、第 43 回全国高等学校総合文化祭佐賀大会運営の企画等を行っていきます。
- ・ 県内の中学校・高等学校をはじめ、各市町においても開催についての積極的な周知を図ることで機運の醸成に努めていきます。また、公式ホームページを開設し、情報発信をしていきます。

有識者会議での意見（外部評価）

- ・ 「ふれあい道德教育」については、成果の周知を特に行ってほしい。また、地域・保護者をまき込んで行ってほしい。
- ・ 「さがを誇りに思う教育の推進」を見ると、どうしても郷土の歴史学習に傾斜しているように感じてしまう。人口減少対策として高校生対策が必要ではないか。育った環境で大切に扱われたという思いがあると、Uターン率が高いという指摘もある。佐賀を誇りに思うためには、自信を持って佐賀を紹介できる、ということが根幹にあると思う。そのため、「さがを誇りに思う教育」は、もっと幅広に考え、体験活動の推進とさがを誇りに思う教育の推進を、連続的にとらえていく必要があるのではないかと。
- ・ 子ども離島交流事業が地域づくりや町づくりに発展しており嬉しく思う。このように、学校だけではできないことに、地域がどのように参画していくかが今後の課題だと思う。
- ・ 主権者教育については、学校現場でも取り組んでいるが、先生が消極的であるように感じる。もう一步踏み込んだ教育を行ってほしい。こうした教育の成果で18歳の投票率がアップしていると感じている。
- ・ いじめの問題等も含め、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは重要な施策だが、校長のマネジメント力が求められる。一方で、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについては、質の担保に引き続き取り組んでもらいたい。
- ・ スクールカウンセラーについては、いつも予約がいっぱいと聞くと、タイムリーな時点での相談ができていないのが心配である。スクールカウンセラーという学校の職員でない第三者に話を聞いてもらうというのは大事なことだと思うので、是非きちんと聞いてもらえる体制を整えてほしい。
- ・ スクールソーシャルワーカーについては、質を高める部分で研修だけではなく、職務上の悩みなどを共有するための情報共有の場も必要である。
- ・ 就学前の時点から人の痛みの分かるような教育をしていかないと、成長してから中々そういったことが理解できないと思うので、幼稚園・保育園等、他の団体と連携を取りながら取組を行ってほしい。
- ・ いじめについては、どうしても対処療法になってしまっている。未然に防止するためにも、子供たちにいじめをしないという意識の醸成はできないのか。
- ・ いじめアンケートについては、アンケートの見直し（無記名制）をしたことにより、子供たちが記載をしやすくなって良かったと感じている。また、これまでもいじめアンケートを実施してきているので、学校側の対応も更に迅速・丁寧・誠実になったように感じる。